

## 明治三十八年法律第五十五号

## 鉱業抵当法

第一条 採掘権者ハ抵当権ノ目的ト為ス為鉱業財団ヲ設クルコトヲ得

第二条 鉱業財団ハ左ニ掲クルモノニシテ鉱業ニ関シ同一採掘権者ニ属スルモノノ全部又ハ一部ヲ以テ之ヲ組成スルコトヲ得

- 一 鉱業権
- 二 土地及工作物
- 三 地上権及土地ノ使用权
- 四 賃貸人ノ承諾アルトキハ物ノ賃借権
- 五 機械、器具、車輛、船舶、牛馬其ノ他ノ附属物
- 六 工業所有権

第二条ノ二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十一条第一項ノ規定ニ依リ設定サレタ採掘権ハ租鉱権ノ目的タルトキト雖モ之ヲ鉱業財団ニ属セシムルコトヲ得

鉱業財団ニ属スル前項ノ採掘権ハ抵当権者ノ同意ヲ得テ之ヲ租鉱権ノ目的ト為スコトヲ得

第三条 鉱業財団ニ付テハ工場抵当法中工場財団ニ関スル規定ヲ準用ス

第七条 採掘権取消ノ登録アリタルトキハ経済産業大臣（鉱業法第四十五条ノ規定ニ依リ同法第五十七条第一項ニ規定シタル経済産業大臣ノ権限ガ経済産業局長ニ委任サレテイルトキハ当該経済産業局長）ハ直ニ之ヲ抵当権者ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ抵当権者ハ直ニ其ノ権利ヲ実行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ抵当権ヲ実行セムトスルトキハ抵当権者ハ第一項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六箇月内ニ其ノ手続ヲ為スヘシ

採掘権ハ前項ノ期間内又ハ抵当権実行ノ終了ニ至ル迄抵当権実行ノ目的ノ範囲内ニ於テ仍存続スルモノト看做ス

買受人ガ代金ヲ納付シタルトキハ採掘権ノ取消ハ其ノ効力ヲ生ゼザリシモノト看做ス

前四項ノ規定ハ鉱業法第五十二条乃至第五十四条ノ規定ニ依ル採掘権ノ取消ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第五条 前条ノ規定ハ採掘権ノ放棄ニ因ル消滅ノ登録アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六条 競売ニ付セラレタル鉱業ヲ目的トシ帝國法律ニ従ヒ法人ヲ設立セムトスル者カ競売ニ加入スルトキハ競買ノ申込ト同時ニ其ノ旨ヲ執行裁判所ニ申出ツヘシ

前項ノ規定ニ依リ競売ニ加入スル者ハ競買ノ申込ニ関シテハ連帯シテ其ノ責ニ任ス

第七条 鉱業財団ノ買受人カ前条第一項ノ規定ニ依リ競売ニ加入シタル者ナルトキハ売却許可決定カ確定シタル日ヨリ三箇月内ニ法人ヲ設立シ之ヲ執行裁判所ニ届出ツヘシ

第八条 前条ノ買受人ハ法人設立ノ日ヨリ一週間以内ニ代金ヲ執行裁判所ニ納付スベシ

第九条 前条ノ規定ニ依リ代金ノ納付アリタルトキハ競売ニ付セラレタル鉱業財団ノ所有権ハ買受人ニ依リテ設立セラレタル法人ニ移転ス

第十条 第七条ノ期間内ニ法人設立ノ届出ナキトキハ売却許可決定ハ其ノ効力ヲ失フ

民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一条 工場抵当法中工場財団ニ関スル罰則ハ鉱業財団ニ関シ之ヲ準用ス

## 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則（昭和二五年一月二〇日法律第二九〇号）

この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年六月一四日法律第一九二号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後ノ工場抵当法第十条ノ規定は、この法律ノ施行ノ際現ニ効力を有スル工場財団ノ所有権保存ノ登記で、その工場財団につきまだ抵当権設定ノ登記がなされていナクとも、適用スル。
- 3 この法律ノ施行前に提出サレタル工場財団目録は、法務府令ノ定めるところにより、改製スル。
- 4 前項ノ工場財団目録につき工場抵当法第三十九条第一項ノ規定により提出スベキ目録については、その工場財団目録が前項ノ規定により改製サレるまでは、なお従前ノ例による。
- 5 この法律ノ施行前に所有権保存ノ登記ノ申請があつた工場財団ノ分割又ハ合併は、第三項ノ規定により工場財団目録が改製サレた後でなければ、することができない。
- 6 この法律ノ施行前に抵当権ノ消滅に因リ既に消滅シタル工場財団ノ登記用紙ノ閉鎖については、なお従前ノ例による。
- 7 この法律による改正後ノ工場抵当法ノ規定により登記用紙ヲ移送スベキ登記所若しくは其ノ移送ヲ受ケル登記所又ハ工場財団ノ分割ノ登記ヲスル登記所ガ不動産登記法等ノ一部ヲ改正スル法律（昭和二十六年法律第五十号）附則第二項ノ規定による工場財団登記簿ノ改製ヲ完了シナクとも登記所である場合における登記について必要ノ事項は、法務府令で定める。
- 8 前六項ノ規定は、鉱業財団及び漁業財団ノ登記に、第二項から第六項までの規定は、港湾運送事業財団ノ登記に準用スル。

附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）ノ施行ノ日（昭和五十五年十月一日）から施行スル。

（経過措置）

2 この法律ノ施行前に申し立てラレタル民事執行、企業担保権ノ実行及び破産ノ事件については、なお従前ノ例による。

3 前項ノ事件に關シ執行官ガ受ケル手数料及び支払又は償還ヲ受ケル費用ノ額については、同項ノ規定にかかわらず、最高裁判所規則ノ定めるところによる。

附 則（平成一一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行スル。ただし、次ノ各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行スル。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉ノ規制に關する法律ノ一部ヲ改正スル法律附則ノ改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条ノ規定 公布ノ日

附 則（平成二三年七月二二日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布ノ日から起算シテ六月ヲ超エない範囲内において政令で定める日から施行スル。ただし、附則第二十五条ノ規定は、公布ノ日から施行スル。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第二十三条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対してされている出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二十四条** 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。